

## 平成25年度 第5回 小平市土地利用審議会議事要録

- 1 日 時 平成26年1月21日(火) 午前10時～11時30分
- 2 場 所 小平市役所 504会議室
- 3 出席者 小平市土地利用審議会委員  
宮下 勇 会長、杉山 昇 副会長、内田 輝明 委員、山田 学 委員  
井上 搖子 委員  
計5名
- 4 議 題 土地利用構想の届出について

事務局：都市開発部まちづくり課開発指導係

(開会)

会 長： それでは、25諮問第6号、土地利用構想の届出についての審議を始めたいと思います。

事務局のほうから、説明よろしく申し上げます。

事務局： それでは、1件目の土地利用構想の届出についてご説明いたします。昨年の11月22日付けで、事業主である野村不動産株式会社から届出書が提出されました。土地の所在地は、小平市上水南町一丁目469番2外で、主な土地利用目的は、戸建分譲でございます。

資料5-1、土地利用構想届出書の中の土地利用計画図を中心にご覧ください。土地利用の概要でございますが、事業区域面積は1万2,755.63平方メートル、公園を一箇所、765.51平方メートル、事業面積の6パーセントを配置し、道路は、北側にある五日市街道に接続する市道D-249号線で接続し、南側の市道D-103号線に抜ける計画となっております。土地利用目的は戸建分譲で、80区画、平均区画面積120.92平方メートルの計画でございます。

次に、資料5-2、用途地域図をご覧ください。当該地は、第一種低層住居専用地域で、建ぺい率40パーセント、容積率80パーセント、高さ制限10メートルの地域でございます。周辺の道路につきましては、青色で塗った箇所が幅員6メートルとなります。当該地の東側の市道D-120号線は、幅員4メートルから6メートル、南側の市道D-103号線は、幅員4メートルから6メートル、北側の市道D-249号線の西側のD-250号線は、都営住宅で行き止まりとなっており、幅員5メートルでございます。また、北側の都道、五日市街道は、幅員7.5メートルで、五日市街道に沿った黄色の破線は都市計画道路小平3・1・2号線の計画線、図の左側の黄色の破線は、都市計画道路国分寺3・4・12号線の計画線でございます。また、喜平橋の交差点から西側の五日市街道及び南側の鈴木街道につきましては、東京都の交差点改良事業であるすいすいプランにより、拡幅事業が行われております。

続きまして、周辺の状況でございますが、申し訳ございませんが、2枚、ページで4ページ戻っていただき、写真2をご覧ください。当該地北側には、水路がございますが、水は流れてございません。次ページ、写真8の左手をご覧ください。当該地は現在、梨畑、梅畑でございます。平成25年9月26日に生産緑地の行為制限が解除されております。次ページ、写真9の左手をご覧ください。当該地の南側は閑静な低層住宅地となっております。次に、写真12をご覧ください。当該地には、登記地目で墳墓が2カ所ござい

ますが、写真のように墳墓の形状はなく、現時点におきましても所有者の確定はできていないため、今回の届出の区域にはなってございません。なお、当該地の東側隣接地は生産緑地、当該地の西側には、3階建ての都営上水南町一丁目アパートがございます。

次に、資料5-3、小平市都市計画マスタープランをご覧ください。地域別構想では、当該地は一橋学園駅周辺地区の地域でございます。関連している部分を申し上げますと、72ページ中段、一橋学園駅周辺地区の整備方針の(5)住宅・住環境の1点目、玉川上水周辺の地区については、良好な住環境を形成しており、地区計画、緑地協定等を促し、良好な住環境の保全に努めます。また、3点目、地域内の緑を保全するとともに、さらに緑化を推進することにより、快適でうるおいのある住環境の整備を図ります、との記載がございます。

なお、届出書につきまして12月4日から3週間の縦覧を行い、1名の閲覧者がおりました。また、条例に基づく説明会は12月14日に上水南公民館で開催され、49名の出席がございました。内容としましては、南側の道路の接続先は、公民館に抜ける6メートル道路へ接続すべき、通過交通が増加することに対する交通安全対策について、南側にごみ置き場を増やし、既存の南側の住民にも置かせるべき、南側セットバック部分へ歩道を設置すべき、小平市と事業者との協議経過を確認できるようにすべき、などの質問がございました。

次に、資料5-4をご覧ください。土地利用構想に関わる周辺住民からの意見書と事業主の見解書でございます。まず、意見書をご覧ください。北側の接続先道路付近の住民から1件、南側の接続先道路付近の住民から2件、提出されております。それぞれの主な内容といたしましては、1件目として、工事車両の通行時間、ルートなどについて安全対策を考えてほしい、既存の北側道路には、居住者専用の道路標識を設置してほしい、南側の道路の接続先は、公民館前の6メートル道路に接続してほしい、工事期間中は、地域住民と連絡協議会などの場を持ってほしい、などでございます。2件目の南側住民のご意見もほぼ同様の内容となっております。3件目は、南側の行き止まり道路の位置を公民館前の6メートル道路に接続してほしい、とのご意見がございました。

次に、事業主による見解書をご覧ください。1件目として、工事車両の安全対策は、ガードマンの配置などを行い配慮していく、道路標識の設置について、ご意見を警察に伝えていく、6メートル道路への接続は、視覚的なスピード抑制につながらない等から、4メ

ートル道路への接続で計画を進めていきたい、工事期間中の協議の場について、工事工程などの案内を回覧等で行うなど、コミュニケーションを図りながら事業を進めていきたい。3件目として、南側の行き止まり道路は、歩行者専用通路で公園へ抜ける動線を確保しているため、現行の計画で進めていきたい、といった回答がございました。なお、この意見書及び見解書は、今後縦覧を行っていきま

す。

以上で、土地利用構想の届出の説明を終わらせていただきます。

会 長： ありがとうございます。

基本的には道路の考え方が重要なことになるとは思いますが、その前に道路状況について、何かご質問ございますか。

委 員： 写真9を見ますと、南側の道路が途中から狭くなっているようにみえますが、幅員のことで教えてください。

事 務 局： 資料5-2の用途地域図をご覧ください。

D-103号線を東側の端から西側に向かって撮った写真でございます。手前に写っている場所が水色で塗ってある6メートル道路、奥になって狭くなる場所が、水色で塗っていない幅員4メートル道路でございます。

会 長： ありがとうございます。

五日市街道に道路を繋げる要望がありますが、現況の五日市街道に行くまでの土地の状況を説明していただけますか。

事 務 局： 当該地の北側の土地は、まだ従前の方がお住まいで、今後何か計画があるなどのお話は伺っておりません。

会 長： 現時点では所有されているわけですから、そこに道路を作るといった議論にはなっていないということですね。

事 務 局： はい。

会 長： この辺で通学路として指定されている地域はありますか。

事 務 局： 資料5-2の用途地域図をご覧ください。

まず、第十小学校の通学路が市道D-113号線で、北側に向かって、突き当たりのD-103号線で左側に向かって指定されてございます。また、上水中学校の通学路でございますが、D-113号線を少し北上して、D-106号線を抜けていくという通学路が指定されてございます。

会 長： わかりました。

委 員： 住民からの意見書で出てきている第34都営住宅というのは、資料5-2で言いますと都営上水南町一丁目アパート、このことを指しているという理解でよろしいでしょうか。

事 務 局： はい。

委員： また、道路に関してですが、その都営住宅の西側にある南北を通っている認定外ニー7というのと、同じ名前で東側のD-120号線の北側が認定外ニー7となっていますけれども、これはどういう位置付けの道路なのかということと、西側の認定外ニー7と市道D-250号線というのが車止めで車が通れないようになっていますが、その経緯あるいは今後通行可能になるのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

事務局： 都営住宅の中にございます認定外ニー7でございますが、こちらは今後、市道認定を受けていく予定であると担当課から伺っております。認定外道路は、最終的な市道にはまだ認定されていないということでございまして、市の道路ではございますが、最終的には市道認定というのを受けて、D-何号線というように番号を振られて認定されます。東側のD-120号線の認定外ニー7につきましては、確認をとっていないところでございます。2件目の車止めの経過でございますが、こちらは都営住宅の建替えの際に、東京都と周辺住民の方とのお話し合いの結果、設置されたものではないかと伺ってございますが、具体的な経過はすぐに確認が取れないところでございます。

委員： そうしますと、この車止めは東京都で管理されているものということですか。

事務局： 申し訳ございません、詳細まで確認をとれておりません。

委員： 小平市さんの判断で取ったり、入れたりということが出来るものではないということですね。

事務局： その辺は経過を確認しないとわかりません。

委員： 8時半以降に工事車輛を通してほしい、という意見に対して、事業主からの見解が、工事着手前に案内する、また、市の所管課と協議してまいります、などの見解を示していますが、この見解書を公開するのですか。

事務局： 縦覧をいたします。

委員： 意見書を出した側からすると、もっと具体的な回答をしてほしいと思います。

協議を先にして、こうしますとか、工事の計画はこうです、ということをお答えすべきだと思います。自分達で造成工事をやろうとしているわけですから、きちんと誠意を持って協議したものを、見解書として出すべき話だと思いますので、市はそういう指導をしていただいたほうがいいと思います。

会長： これから色々なことが問題点として起こるはずですが、それに対して協議した上でもう少し具体的に回答しなさいということですよ。

ね。

委員： はい。  
会長： では、見解書の中の具体的なそれぞれの要望項目について、それぞれのご意見を伺いたいと思っております。

要望項目の1番や2番は具体的に協議をすればいいものと思っておりますが、3番は、現在の計画図の東側にある南北道路を五日市街道まで延長して、作ってほしい。ただし、西側に移動させて上水南公民館東道路との接続という位置に作ってほしい、とあります。

見解としては、計画地北側は開発区域外のため、現計画の開発道路を五日市街道まで延長することはできません。また西側への移動に関しましては、開発道路が幅員6メートルの既存道路に接続することで通過交通発生集中が予想されます。よって、幅員の異なる4メートル既存道路に接続することで視覚的なスピード抑止の効果を図り、また東西の既存道路が幅員6メートルに拡幅されている現計画位置に配置することで安全性の確保を図ることができると考えております。よって、現計画図記載の道路位置にて進めさせていただきたいと考えており、今後、小平市所管課、小平警察交通規制係とも協議を行ってまいります、と答えられています。この辺で、それぞれの委員の方で何かご意見をお持ちの方がいたらお聞きいたします。

五日市街道まで延長することは、現況だけで判断しますと、まだ土地に住まわれている方もいらっしゃいますので、延長すべきと言うことは困難であると思えます。

委員： 北側には今も住宅や立派な竹林がありますし、今回の開発の区域ではないので、そこに道路を通すことはできないということは見解書のとおりだと思います。将来的に北側の住宅がどうにかなったときに繋げられるような形状の開発道路を作るか作らないかという話であればできると思います。また、要望書の5番とも関連してくると思いますが、北側新設道路の西側は車止めを設置してほしいというご意見が同じ意見書で出ています。南北に真っすぐ最短で抜けられる道が欲しいという話と、既存の道路のほうには車が来ないようにしてほしいという話があり、そういうご意見に対して、議論が噛み合っていないような気がします。事業主の道路配置の考え方をもう少し丁寧に説明されたほうが良いと思います。

意見書で書かれているのは、D-113号線に繋げて、それを真っすぐ北に延長する形が良いという話だと思うのですが、少し幅員が細いD-114号線との、どちらに繋げるのか。あるいはその二つの道の南側の終点になっているところが、文化学園のほうから西

にずっと入ってくる割と広い道で、鈴木街道のほうへ抜けられる道なので、周辺の状況まで考えて、どちらに繋げるのかという議論をしないと、事業主と住民の方のご意見がかみ合っていない気がします。

委員： 幅員の狭いところにぶつけたほうがスピードが抑えられると事業主は答えていますが、周辺住民の方との意見とは全く異なっているという感じがします。

委員： 事業主の考え方だと、道路は直線で見通しがいいものを造るのではなくて、公園で行き止まりにしていたり、中で折れ曲がっているような形で、直線にしないように造られています。住民の方は真っすぐ通れるものをまず造った上でのお話をされていますので、そのあたりの考え方が結構違う気はします。

D-113号線、114号線のどちらに繋げるのかという話も、どちらが良いということは、一概には言えませんが、事業主と住民の考え方が違うままで行くより、もう少し説明されたほうが良い気がします。

会長： ほかにご意見はございますか。

いずれにしろ、もう少し事業者と住民の方が具体的な協議をする必要があるということですね。

要望項目3以降のことですが、公園の位置を移動してもらいたいという要望がありますが、どういった趣旨でしょうか。

事務局： 五日市街道から南下してくる車が手前で公園を見つけて、それが取り抜けできない様に見える様にしてほしいと伺っています。

事務局： 資料5-4の意見書の次ページに、住民さんから地図が提示されております。この公園の位置を北に移動させていただきたいというご意見で、車が進入した際、行き止まり道路に見えたほうがいいのかというご意見です。

会長： 道路の計画を考えたとき、そういう観点でうまくいくのか難しい判断ですね。

委員： 道路の計画と、墳墓地が将来的にどうなるか、この二つが問題ですね。

委員： この形態ですと、墳墓地を公園と一緒に空間として使えますね。手をつけないにしても、空間が残ることによって活用できるという考え方だと思います。

委員： 公園が北に行くと、南側の宅地へのアプローチになる道路がより南北に長くなり、宅地全体の道路の交通量が平均的になることも懸念しているのでしょうか。また、南側の小さな開発道路に関しては、南側の住宅街への車の影響、ライトで照らされることなどが、心配

という意見があります。それに対して、事業者は、徒歩道路として考えているため大丈夫と見解書で答えていらっしゃいますが、公園が北に移動した場合、南側道路が長くなり、道路を使う人数が増えるため、徒歩道路としての考えも崩れてくると思います。五日市街道から公園の見え方を気にされるのも理解はできますし、どの考え方がいいとは一概に言えないと思います。

会 長： 公園の位置を決めるときに全体の道路計画もしくは建物とのバランスがどこが一番最適かということも、視野に入れたいといけません。そこに位置を決めた理由がもう少し丁寧に説明されるべきだということでしょう。

会 長： 要望項目5の、北側新設道路の西側に車止めを設置してほしいということですが、小平市の管理になり、小平市が設置する、しないと判断できる話ですか。

事務局： こちらの開発道路は将来的に市に移管される予定ですので、市が判断することになります。

会 長： 要望項目6では、工事車両は、五日市街道に繋がっている市道路には工事期間中は駐車禁止とし、工事車両駐車場は事業者が別途考えてほしい、とあり、それに対して、工事用車両の路上駐車禁止は徹底して行います。駐車場については開発区域内と周辺の駐車場の利用を検討いたします、とあります。

設ける意思はあると思いますが、もう少し具体的に回答をしていただきたいですね。

要望項目7は、上記6項の道路は居住者専用の道路標識を設置してもらいたい。また、この道路は新たにできる住宅内道路に合わせた水はけブロックを設置してもらいたい、とありますが、道路標識は警察の所管ですね。住民からの要望は市から警察に伝えるのか、それとも事業者が伝えることになるのでしょうか。

事務局： 基本的に住民の方から警察に要望し、状況を確認して設置の判断を警察が行うことになります。

事務局： 警察といたしましては、この道路を利用する方が新しい住民の方と元からの住民の方と両方いらっしゃいますので、開発事業後に全ての方がお住まいになってからでないと判断できないということでございます。ですから、今の時点で良い、悪いとも、ここで判断して連絡することはできないということになります。

会 長： わかりました。

それでは要望項目8で、過去の第34都営住宅建設に際しては工事開始前に事業者と立ち会いで車両通行道路沿いの家の写真を撮り、工事終了後、写真と比較して補償の可否を協議した。同様のこ

とを要望する。

それに対しての見解は、造成工事に伴う家屋調査については、造成工事の影響が想定される家屋に関して実施させていただく予定です。対象の家屋の方につきましては造成工事着手前にご案内させていただきます、ということですが、よろしいでしょうか。調査範囲については、色々ご意見が出てくるかもしれません。

次、要望項目9としては、34都営住宅建設の期間中は当自治会代表と事業者との間で定例連絡会議を持った。同じような仕組みを持ってもらいたい。地域住民との意思疎通のパイプを持つことは事業者にとっても益になると考える。

見解としては、工事に関する工程などのご案内を自治会の回覧板などでの周知にて行いたいと考えており、ご近隣の方々とは継続してコミュニケーションをとりながら事業を進めさせていただく予定です、とあります。

一方的な通知で終わりと読めますが、やはり住民の方がそういう意思を持っていることに対して、何か応えてあげるという作業が必要である気がします。工事を実際にすると、音の問題、交通量の問題、人の出入りなど、色々なことが出てくると思います。それを謙虚に受けとめ、丁寧に答える必要があると思います。

次の段階としては、事業者と近隣住民の方等で協議できるような場所を設けていただくことですね。

ただ、納得というのは全員が同じ方向で賛成することもまた難しいであろうと思うのですが、いずれにしろ、どこかの時点まではきちんと協議をすることが必要だと思います。例えば市が仲介をして、それぞれの立場からお話をする席を設けることはあり得るのですか。

事務局： 住民の方々からそういったご意見があれば、事業者に伝え、協議の場を持つことをお願いすることは可能でございます。

会長： わかりました。

委員： 事業者にとってもメリットがあるでしょうと、住民の方から意見が出ているのですが、近隣紛争にならないためには、窓口がはっきりして協議できることは、いい話だと思います。審議会とすれば、事業者はきちんと対応してくださいというほうが現実的だと思います。

又、要望項目4では、車止めの要望がありますが、幅員6メートルの道路が他の道路に接している場所で車止めをつけることは、非常時の移動など、様々な意味で危険ですので、余り現実的な話ではないだろうと思います。

会 長： 他にご意見はございますでしょうか。

(なし)

会 長： それでは意見のまとめをしたいので、私が作った案の配布をお願いします。今の皆さんの最終的な意見をこの三つにつけ加えることになると思います。

1番として、届出対象地は玉川上水周辺地区に当たり、緑豊かな地域であるため、土地利用に当たっては敷地内の緑の保全または緑化について配慮すること。これは、当然と言えば当然の話ですね。

2番、土地利用においては建築物の壁面後退や電柱の宅地内設置などを行い、将来的にも良好な住環境を維持できるよう建築協定や地区計画を定めることについて、市と協議すること。当該地の住戸の計画については建築協定や、地区計画をきちんと考えて、良好な住宅地にしてくださいということです。

3番は、土地利用に当たっては、五日市街道及び鈴木街道へ通り抜ける道路となることから、十分に交通管理者と協議を行い、交通対策にも配慮し、計画すること。

4番目又は1番目に、事業者と住民各位とが協議する場を設け、各計画の詳細について事業者は丁寧に説明し、住民と協議する。といった内容を付け加えることでしょうか。

ほかにご意見があればお願いします。

委 員： 意見書の1通目の各項目について一つずつ議論してきましたけど、2通目、3通目についても今の案の中に入っているということによろしいですね。

会 長： 住宅前が十字路となることや、交通量の増加で事故のリスクが高まる、又は、夜間に自動車のライトで家が照らされるというご意見ですね。

事業主の見解として、道路3は歩行者専用通路で公園に出られる計画とすることで、五日市街道方向への歩行者動線を確保しております。よって、現計画記載の道路位置にて進めさせていただきたいと考えております、とありますが、これも含めて基本的には話し合いたいと思います。

それともう一つは、具体性を持たせた案で議論しないと、何となく抽象論に終わってしまうので、事業者も住民の方も反論があるとしても、具体的な提案をお互いにして、議論を昇華させていくことが必要であると思います。住民の方あるいは事業者の方、あるいは市役所が、公平な立場に立ってそれぞれに丁寧な説明をさせていただいて、納得していただく場を早急に設けるべきであると思います。

いかがでしょうか。もし、この後の意見がないようでしたら、こ

れで第1議題は終了したいと思います、よろしいですか。

(なし)

会 長： それでは、これで終了いたします。どうもご苦労さまでした。

事務局： 次の審議案件もございますが、もしご興味のある方は残っていただいて結構です。もし、お時間や所用がございましたらそのままご退席いただき、資料はその場に置いていただくようお願いいたします。

(傍聴人退室)

会 長： それでは、本日2件目です。25諮問第7号、土地利用構想の届出についての審議を始めたいと思います。

それでは事務局のほうから、よろしくお願いします。

事務局： それでは、社会福祉法人二葉保育園から提出されました土地利用構想の届出について、ご説明いたします。

平成25年9月30日付で、事業主である社会福祉法人二葉保育園から届出が提出されました。土地の所在地は小平市鈴木町一丁目59番2外で、主な土地利用目的は児童養護施設でございます。

まず、資料5-5、土地利用構想届出書の配置図を中心にご覧ください。土地利用の概要でございますが、事業区域面積7,021.97平方メートルで、公園等として敷地の西側に425平方メートル、事業面積で6パーセントを地域交流広場として配置してございます。建築物の概要は、建築面積1,781.06平方メートルで、建ぺい率25.36パーセント、延床面積2,641.35平方メートル、容積率37.61パーセント、高さ約8メートルから10メートルの地上2階建ての児童養護施設2棟、管理棟1棟、交流室の4棟の配置でございます。なお、2階部分をペデストリアンデッキでつなぎ、建築基準法上は1棟の建築物となります。なお、当該法人は、平成22年度に東京都から、土地と建物の無償貸与を受け、運営を行っており、本事業においては、土地は引き続き東京都から無償貸与を受け、建物を建てかえる計画としております。

次に、資料5-6、用途地域図をご覧ください。当該地は、準工業地域で、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント、高さ制限25メートルの地域でございます。周辺の道路につきましては、当該地西側の回田道は幅員約10メートル、車道6メートル、歩道1.5メートルから3メートル、北側の三中北通り及び東側の鈴木西通りは、幅員約8メートル、車道約6メートル、歩道約2メートルでございます。なお、南側には、都市計画道路小平3・3・3号線、幅員28メートルが計画されております。周辺の状況でございますが、西側は小平第二小学校があり、そのほかは低層の住宅

と工場が混在した比較的静かな地域でございます。

次に、小平市都市計画マスタープランの地域別構想でございますが、1件目の案件と同様の地域となりますので、戻りまして資料5-3をご覧ください。地域別構想では、一橋学園駅周辺地区の地域でございます。関連している部分を申し上げますと、72ページ上段、(4)水と緑と公園の第3点目、国等の公共施設や教育施設等の緑化や緑地の地域開放を要請し、住民との交流を図ることにより、地域と一体となったまちづくりを検討します、との記載がございます。

なお、届出書につきまして、3週間の縦覧を行いました。閲覧者及び意見書の提出者はありませんでした。また、条例に基づく説明会は、昨年10月17日と19日にむさしが丘学園内で開催され、合計5名の出席がございました。内容といたしましては、工事による騒音、振動を抑えてほしい、日影の影響はどうか、現状、落ち葉がひどいため、樹木を植える際は考慮してほしいなどのご意見等がございました。

以上で、土地利用構想の届出の説明を終わらせていただきます。

会 長： ありがとうございます。

この施設の具体的な内容を教えてください。

事 務 局： こちらは児童養護施設でございます。基本的には親御さんと一緒に生活できないお子さんを預かって、地域の学校にここから通っていくといった施設でございます。

平成22年までは東京都が運営してございましたが、今現在は、東京都の事業を今回の事業主であるむさしが丘学園が運営することになりました。今回は建物の老朽化が進んだために、土地は東京都のほうから借り受けして、建物だけは社会福祉法人の所有で建替えるといった事業内容になってございます。

なお、建替えの方法につきましては、順次、新築と解体を敷地内で繰り返していくことによって、中で生活されている方の外部への移転は発生しないスケジュールで進めていくと伺っております。

会 長： 何歳ぐらいまでの児童がいるのでしょうか。

事 務 局： 対象者は2歳から18歳ということですが、4、5歳から18歳ぐらいまでの方がほとんどだと伺ってございます。

なお、収容人数につきましては約60名でございます。

委 員： 現況では、地域との関わりは余りなさそうですが、地域交流広場、地域交流室ができて、それを周囲に開放するということですので、近所の人が使っていていいという認識でよろしいですか。

事 務 局： 約3年前までは東京都で運営されておりました。当時はあまり地

域と交流がなかったと伺っておりますが、東京都から地域住民との交流を図っていくようにと指導がございまして、現在の事業主に代わってからは、地域交流を意識した施設を設けると伺ってございます。

なお、地域交流室は自由に誰でも入れるという時間帯を設けるかどうかは不明でございまして、貸し出したり、もしくは地域で何かイベントをやったり、そういったことを今検討していると伺ってございます。

委員： 地域交流広場は、どういう利用形態を想定されているのでしょうか。

事務局： 運動場や広場的な用途を、検討しておりまして、地域の方々に公園に準じたような形で開放していきたいと伺ってございます。また、イベントなどではその交流室の屋内と屋外を一体にして使用するなども検討したいとのことです。

会長： 他に何かご意見ございますか。特になければ、メモを渡していただけますか。

(メモ配付)

会長： この案件は、特に問題ないと思いますが、土地利用構想の届出については次の事項を尊重していただきたいです。

公園（地域交流広場）については、夜間以外は地域住民が使用しやすいよう開放性を高めて整備すること、ですが、他に何かございますか。

委員： 自治会はこの辺りにあるのでしょうか。

事務局： はい、ございます。

委員： 地域交流広場の開放の仕方等について自治会等から何か要望などは出ていますか。

事務局： 詳細な開放の仕方については確認してございませんが、現在も一般開放しており、今回の建替えに関してもかなり前から地域の方とお話し合いをしていると伺ってございます。

会長： この審議は終了いたしますが、よろしいですか。

(なし)

(閉会)